

容器包装リサイクル法

令和3年度 申込みは お済みですか？

容器 や 包装 を使って商品を売ったり、
容器 をつくっているみなさんへ

【リサイクル(再商品化)の義務】を負う可能性があります
リサイクル費用を支払うことで義務が果たせます

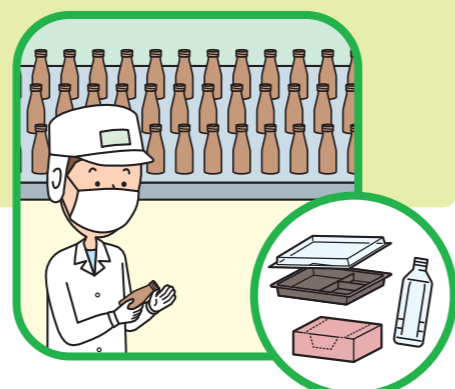
① ② ③ すべてに該当する事業者の方が、対象になります

① 一部でも関わっている事業

容器・包装を利用する
中身製造事業者



容器の製造事業者



小売・卸売事業者



輸入事業者



学校法人、宗教法人、
テイクアウトができる
飲食店など



② 家庭から排出される 容器包装の素材

ガラスびん



PETボトル



紙



プラスチック



③ 事業規模

製造業等 従業員 21人以上 または 売上高 2億4,000万円超

商業 サービス業 従業員 6人以上 または 売上高 7,000万円超

お問合せ・お申込みは

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
コールセンター (Tel.03-5251-4870) <https://www.jcpra.or.jp/>

最寄りの商工会議所・商工会 まで